

**報告論文のタイトル：改正貸金業法完全施行の社会的影響分析
-改正貸金業法の完全施行は資金需要者を改善させたのか-**

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：伊藤幸郎

所属：東京情報大学（院生）

共著者 1 氏名：堂下浩

所属：東京情報大学 教授

共著者 2 氏名：樋口大輔

所属：東京情報大学 准教授

共著者 2 氏名：内田治

所属：東京情報大学 准教授

論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

研究①

[目的]

2010 年 6 月の貸金業法完全施行により導入された総量規制は返済不能に陥ると考えられる水準を超えた資金需要者に対して、新規借り入れを不可能とすることで、所謂「多重債務者」の数を減少させる目的に立法化された。本論文では総量規制の効果を評価することを目的に、資金需要者に与えた影響について分析した。

[問題の所在]

金融庁の統計によれば、総量規制導入によって「多重債務者」は減少傾向にある。しかし一方で、健全な返済能力を持つ資金需要者に対しても一律の法によって規制をかけてしまっているために、資金調達手段の欠落を招くなどの負荷をかけているのではないかと考え、延滞をしなかった資金需要者も総量規制の導入によって、延滞をする傾向にあるのではないかと仮説を立てた。

[分析]

分析方法として、ノンバンク 5 社の借り手である顧客データに基づき、総量規制に抵触したグループ(以下、グループ①)と総量規制に抵触しなかったグループ(以下、グループ②)に分類した。グループ①と②について、総量規制導入前 12 か月間と総量規制導入後 12 か月間の延滞回数を集計し、総量規制の導入前後での比較分析を行った。

[結論]

本研究の結果として、総量規制前と後では、グループ①と②の延滞回数 0 回の割合は減少傾向にあり、延滞回数 1 回の割合は増加傾向にあった。この結果から、「多重債務者」の減少を目的に導入された総量規制は健全な返済能力を持った資金需要者に対しても一律の方の規制によって貸金市場から排除させてしまったことから、延滞のなかった資金需要者も延滞を引き起こす、つまり法改正前後での延滞回数の悪化という点から、新たな副作用を招いたということが言える。

研究②

[目的]

延滞を引き起こすという副作用について貸金専門企業(以下、専門会社)とクレジットカード取扱い企業(以下、カード会社)の保有者に分け、総量規制が資金需要者に与えた影響について分析した。

[問題の所在]

消費者信用の市場では、キャッシング機能とショッピング機能という 2 種の機能によって構成されて

いる。専業会社は貸金業法によって管理されるキャッシング機能のみであるが、カード会社はキャッシング機能のみでなく、ショッピング機能という割賦販売法によって管理されている機能を併せ持つ。

管理される法の違いは、総量規制によって専業会社の資金需要者は借入れの量が規制されてしまうが、カード会社の資金需要者はショッピング機能を活用することで延滞を回避できると考え、専業会社の延滞は悪化するのではないかと仮説を立てた。

[分析]

ノンバンクの利用者を対象に、グループ①と②を基本的枠組みとし、延滞回数についてノンバンク 5 社を専業会社 3 社、カード会社 2 社に分け、比較分析を行った。

[結論]

本研究の結果として、カード会社に比べ、専業会社が相対的に規制前の延滞回数 0 回が多かったが、規制後では状況が一転し、延滞回数 0 回の割合が減少した。カード会社の資金需要者はショッピング機能を活用することができるが、専業会社の資金需要者は同様の手段がないために信用力が悪化したということが言える。総括して、改正貸金業法の政府介入の方法は有効ではないという結論に至った。